

青森市営共同牧野条例（平成十七年条例第百七十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第八条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第九条 牧野の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる<u>ことができる</u>。</p> <p>第十条・第十一条（略）</p> <p>別表（<u>第七条</u>関係） （略）</p>	<p>第一条～第八条（略） （指定管理者による管理）</p> <p>第九条 牧野の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる_____。</p> <p>第十条・第十一条（略）</p> <p>別表（<u>第五条</u>関係） （略）</p>